

議案第10号

木祖村福祉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

木祖村福祉施設設置及び管理に関する条例の一部を別案のように改正する。
よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和8年 3月 3日 提 出 木祖村長 奥 原 秀 一

令和8年 3月 日 議 決 議会議長 栗 屋 正 一

木祖村福祉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

木祖村福祉施設設置及び管理に関する条例（令和3年木祖村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「老人」を「高齢者」に改め、「団体」の次に「、障がい者団体」を加える。

第9条第2号中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改める。

別表中「300円」、「個人」及び「1回あたり」を削る。

別表備考2中「木祖村体育施設の設置及び管理に関する条例第7条別表第6項を準用する。ただし、木祖村に住所を有する18歳以下の者は無料とする」を「木祖村総合型スポーツクラブのフィットネスルーム利用規約に準ずる」に改め、別表備考3中「施設からの依頼による使用、」を削り、別表[位置情報]中「行事、」の次に「公民館」を、「サークル」の次に「の」を加え、「において、木祖村に居住する65歳以上の者及び障がい者並びにその他の介護者」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

木祖村福祉施設設置及び管理に関する条例（令和3年木祖村条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（使用料の減免）</p> <p>第8条 村長は、公益上その他特別の理由又は「村長の都合による使用の要請」があるときは、使用料を免除し、又はその一部を減免することができる。</p> <p>使用料の減免の額は、条例別表に掲げる使用料の額に次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>老人</u> 団体 _____ が使用する場合 10分の10</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>（使用の停止等）</p> <p>第9条 村長は次の各号の一に該当するときは、その使用条件を変更若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。ただし、これによって生じた損害に対しては、村はその責任を負わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第6条第2項</u>の条件を履行しないとき。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>まめのわ使用料表</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>1 利用時間は休憩、準備、片付け、清掃に要する時間も通算する。</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第8条 村長は、公益上その他特別の理由又は「村長の都合による使用の要請」があるときは、使用料を免除し、又はその一部を減免することができる。</p> <p>使用料の減免の額は、条例別表に掲げる使用料の額に次の各号に掲げる区分に従い当該各号に定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) <u>高齢者団体、障がい者団体</u>が使用する場合 10分の10</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>（使用の停止等）</p> <p>第9条 村長は次の各号の一に該当するときは、その使用条件を変更若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。ただし、これによって生じた損害に対しては、村はその責任を負わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第7条第2項</u>の条件を履行しないとき。</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>まめのわ使用料表</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>1 利用時間は休憩、準備、片付け、清掃に要する時間も通算する。</p>

2 フィットネスルーム使用については木祖村体育施設の設置及び管理に関する条例第7条別表第6項を準用する。ただし、木祖村に住所を有する18歳以下の者は無料とする。

3 施設からの依頼による使用、公共の行事、_____サークル__活動で使用する場合において、木祖村に居住する65歳以上の者及び障がい者並びにその他の介護者の利用料は無料とする。

4 夏季期間、冬季期間に生きがいづくり室、高齢者支援室を利用する場合冷暖房料を徴収する。冷暖房料は使用料金の50%に相当する額を加算して徴収する。夏季期間は7月1日から9月30日、冬季期間は11月1日から4月30日までの期間とする。

5 入場料又はこれに類するものを徴収し、又は商品の展示即売宣伝等の為に使用する場合は、次の区分によるそれぞれの額を加算して徴収する。

(イ) 村内居住者 各区分使用料金の50%に相当する額

(ロ) その他の者 各区分使用料金の100%に相当する額

2 フィットネスルーム使用については木祖村総合型スポーツクラブのフィットネスルーム利用規約に準ずる

_____。

3 _____公共の行事、公民館サークルの活動で使用する場合_____

_____の利用料は無料とする。

4 夏季期間、冬季期間に生きがいづくり室、高齢者支援室を利用する場合冷暖房料を徴収する。冷暖房料は使用料金の50%に相当する額を加算して徴収する。夏季期間は7月1日から9月30日、冬季期間は11月1日から4月30日までの期間とする。

5 入場料又はこれに類するものを徴収し、又は商品の展示即売宣伝等の為に使用する場合は、次の区分によるそれぞれの額を加算して徴収する。

(イ) 村内居住者 各区分使用料金の50%に相当する額

(ロ) その他の者 各区分使用料金の100%に相当する額

【別記1】

現行

区分	使用料	利用形態	備考
多目的ホール	1,000円	貸切	1時間あたり
生きがいつくり室	600円	〃	〃
高齢者支援室	1,000円	〃	〃
フィットネスルーム	1,500円	〃	〃
	300円	個人	1回あたり

改正後（案）

区分	使用料	利用形態	備考
多目的ホール	1,000円	貸切	1時間あたり
生きがいつくり室	600円	〃	〃
高齢者支援室	1,000円	〃	〃
フィットネスルーム	1,500円	〃	〃

議案第 10 号

木祖村福祉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 住民福祉課

1 改正理由

幸せテラスまめのわ「フィットネスルーム」の利用増加に伴い、その運用方法に課題が生じてきたことから現行の条例では対応できないため必要な改正を行うもの

現状、フィットネスルームの予約窓口は、住民福祉課と木祖村総合型スポーツクラブの2か所となっているため、予約の重複や利用条件などでトラブルが発生している。そのため、受付窓口を一本化し公平性を維持する。

2 改正内容

- ・使用料の減免 「老人団体」を「高齢者団体」に改め、「障がい者団体」を加える。
- ・別表（料金表）の改定 個人が役場の窓口で申請すると実質貸切状態となってしまうため個人の利用を削除する。
- ・別表別記の改正
 - ① 使用については、木祖村総合型スポーツクラブの利用規約に準ずる。
 - ②サークルの活動の中には、幅広い年齢層が想定されるため、65歳以上のみを無料とせず、サークル団体全員を無料とする。

3 施行期日

令和8年4月1日